

## 令和4年度 第1回 京丹波町教育委員会定例会 議事録

- I 開催日時 令和4年4月5日(火) 午前11時00分から
- II 開催場所 京丹波町中央公民館 3階大会議室
- III 出席委員 松本和久教育長 竹吉美公教育長職務代理者 津田勝二委員  
片山幸男委員、谷文絵委員、金子和子委員
- IV 出席説明者 堂本光浩教育次長 平田敬一学校教育課教育振興室長  
村田弘之社会教育課長 宇野浩史学校教育課長
- V 傍聴者 なし

### 【会議内容】

#### 1 開会(司会:教育次長)

#### 2 教育長挨拶・近況報告

【教育長】開会挨拶後、近況報告を行った。

〈近況報告内容〉

- (1) 教育長の動向について
- (2) 町・教育委員会関係の会議等について

教育委員会事務局関係報告

【事務局】 人事異動に伴う令和4年度京丹波町教育委員会事務局体制について説明した。

#### 3 議事録の承認

【教育長】 令和3年度第12回定例会の議事録の承認について諮る。

【全委員】 特に意見なし。

【教育長】 令和3年度第12回定例会の議事録について、承認する旨を告げる。

#### 4 報告事項

(1) 令和4年度京丹波町教育委員会事務局体制について

【教育長】 事務局に説明を求める。

【事務局】 人事異動に伴う令和4年度京丹波町教育委員会事務局体制について説明した。

【教育長】 何か意見等はないか。

【全委員】 特に質問・意見なし。

## 5 議事

(1) 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（京丹波町学校教育指導主事の任命について）

【教育長】 事務局の説明を求める。

【事務局】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町学校教育指導主事4名の任命を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【教育長】 承認第1号について、何か意見はないか。

【全委員】 特に意見なし。

【教育長】 承認1号について、原案通り決することとする。

(2) 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（京丹波町社会教育指導員の任命について）

【教育長】 事務局の説明を求める。

【事務局】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町社会教育指導員2名の任命を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【教育長】 承認第2号について、何か意見はないか。

【全委員】 特に意見なし。

【教育長】 承認2号について、原案通り決することとする。

(3) 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（京丹波町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について）

【教育長】 事務局の説明を求める。

【事務局】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【教育長】 承認第3号について、何か意見はないか。

【全委員】 特に意見なし。

【教育長】 承認3号について、原案通り決することとする。

(4) 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（京丹波町公民館の館長、主事  
その他必要な職員の任命について）

【教育長】 事務局の説明を求める。

【事務局】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町公民館の館長、主事及びその他必要な職員の任命を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【教育長】 承認第4号について、何か意見はないか。

【全委員】 特に意見なし。

【教育長】 承認4号について、原案通り決することとする。

(5) 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（京丹波町スポーツ推進委員の  
委嘱について）

【教育長】 事務局の説明を求める。

【事務局】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町スポーツ推進委員の委嘱を専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【教育長】 承認第5号について、何か意見はないか。

【全委員】 特に意見なし。

【教育長】 承認5号について、原案通り決することとする。

(6) 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（京丹波町教育委員会後援名義  
使用承認取扱規程等の一部を改正する告示の制定について）

【教育長】 事務局の説明を求める。

【事務局】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平成17年教育委員会規則第7号）第3条第1項の規定により、京丹波町教育委員会後援名義使用承認取扱規程等の一部を改正する告示を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【教育長】 承認第6号について、何か意見はないか。

【全委員】 特に意見なし。

【教育長】 承認6号について、原案通り決することとする。

(7) 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（京丹波町外国青年人事評価要  
領等の一部を改正する訓令の制定について）

【教育長】 事務局の説明を求める。

【事務局】 京丹波町教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則（平

成17年教育委員会規則第7号)第3条第1項の規定により、京丹波町外国青年人事評価要領等の一部を改正する訓令を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し承認を求める。

【教育長】 承認第7号について、何か意見はないか。

【全委員】 特に意見なし。

【教育長】 承認7号について、原案通り決することとする。

## 6 協議事項

(1) 次回教育委員会の開催について

【事務局】 令和4年度第2回定例会の開催日時について、定例会は毎月第1金曜日を基本とするという会議規則を踏まえて調整をお願いする。

【全委員】 調整の結果、定例会を令和4年5月13日(金)午前9時30分から開催することで決定した。

## 7 協議事項

(1) 南丹教育委員会連絡協議会総会について

(2) 京都府市町村教育委員会連合総会について

## 8 教育長閉会宣言

(午前12時17分閉会) 以上

■ 教 育 長

---

■ 教育長職務代理者

---

■ 委 員

---

■ 委 員

---

■ 委 員

---

■ 委 員

---

(調製者 教育次長 堂本 光浩)